

アライグマ、ハクビシン等の捕獲と捕獲器貸出について

1 捕獲器貸出の条件

捕獲器を貸し出すには、申込者が以下の全てに該当している必要があります。

- (1) 西尾市内に在住の方
- (2) アライグマ、ハクビシン等により生活被害を受けている方
- (3) 捕獲器の設置、管理（餌の取替え・周辺の掃除）、返却を自ら行なうことができる方
- (4) 設置場所が西尾市内であり、住宅等の建物における被害を防止する目的で、当該敷地内において使用する場合
- (5) 捕獲した鳥獣を自ら環境保全課に搬入できる方
※特定外来生物（アライグマ等）は除く

2 捕獲等の許可申請及び捕獲器の貸出

鳥獣捕獲等許可申請書及び捕獲器貸出申込書を環境保全課へ提出してください。捕獲器の数には限りがありますので、申し込みの前に捕獲器の貸出状況をご確認ください。

※捕獲器の貸出は1か月以内です。

※捕獲等許可期間は2か月以内ですが、捕獲器の貸出がある場合は、捕獲等許可期間は1か月となります。

3 捕獲器の設置

『鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律』により、狩猟免許を有しない者が捕獲器を設置することができるのは『垣、さくその他これに類するもので囲まれた住宅の敷地内』に限られております。それ以外の場所や安全性が確保できない場所には設置しないでください。不明な点がありましたら、環境保全課へお問い合わせください。

4 鳥獣（在来鳥獣）を捕獲したら

事前に環境保全課に電話連絡をしてから、環境保全課に捕獲鳥獣を搬入してください（搬入の受付は年末年始・土日祝・友引を除く日の午前中とします。）

5 特定外来生物（アライグマ等）を捕獲したら

環境保全課へ連絡して下さい。特定外来生物は、運搬が禁止されているため、捕獲器に入った状態で環境保全課職員が回収に伺います。

ただし、回収は原則平日午前中（友引を除く）とするため、回収が翌日以降になることもあります。

6 許可証の返納

捕獲許可期間終了の日から30日以内に許可証の報告欄に捕獲実績を記入していただき、環境保全課まで返納してください。

連絡先

西尾市 環境部 環境保全課 0563-34-8111（平日8:30~17:15）
西尾市吉良町岡山大岩山65（西尾市クリーンセンター内）